

愛知県庁本庁舎及び西庁舎への自動販売機の設置に係る 県有財産有償貸付契約についての注意事項

- 1 今回の競争入札に付した貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）が締結される場合を除き、期間の満了の日までに貸付物件を明け渡さなければなりませんので、注意してください。

- 2 入札説明書3(6)ウに記載のとおり、庁舎（本庁舎、西庁舎、議会議事堂及び自治センター。以下同じ。）内のペットボトル専用ゴミ箱に廃棄された空ペットボトルについては、ほとんどが庁舎内の自動販売機又は売店において購入されたものであるため、この空ペットボトルの回収は、庁舎内に自動販売機又は売店を設置している事業者において分担して回収することとしています。今回の入札によって自動販売機を設置するに当たり、設置事業者においては、**自動販売機の横に設置する回収ボックスの空ペットボトルの回収のほか、この庁舎内のペットボトル専用ゴミ箱に廃棄された空ペットボトルを、県が指定する日に回収していただくこととなります。**

この庁舎内のペットボトル専用ゴミ箱に廃棄された空ペットボトルは、県が委託している清掃業者が毎日収集し、本庁舎地下1階及び西庁舎地下3階の廃棄物集積場所2か所（別添の図面参照）にビニール袋に入れて集積してあります（集積場所は変更の場合あり）。

今回の入札による設置事業者の回収は、毎週木曜日（5・6月を除く。）とします。回収の時間帯等については、県の指示によってください。

なお、空ペットボトルの1日の排出量は概ね次のとおりですので、参考にしてください。

場 所	夏 期	冬 期
本庁舎 地下1階集積場所 （本庁舎・議事堂分）	9～10袋	8～9袋
西庁舎 地下3階集積場所 （西庁舎・自治センター分）	13～16袋	13～16袋

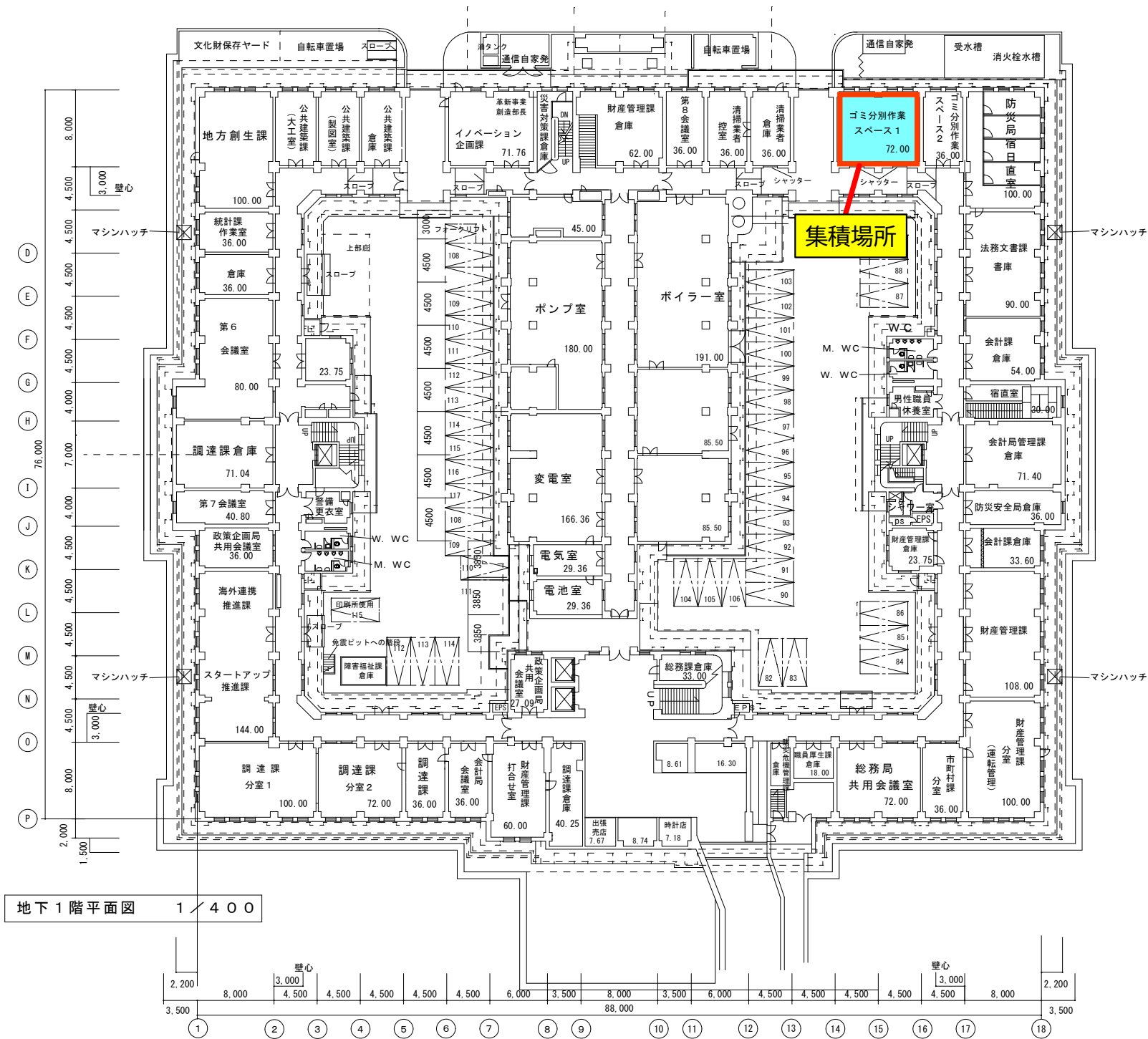
※ 70ℓ用ゴミ袋による概算値

- 3 入札申込における「**代理人**」について、法人の場合、通常、入札書を提出する際、代表者本人ではなく、当該法人においてその契約事務について命を受けた責任者・担当者が来ることが一般的であると思われます。

本件において「代理人」とは、ここでいう法人の命を受けて入札書を持参する者を想定しているのではなく、例えば、入札申込者が個人の場合に、家族や知人が代わりに入札（入札書に記名）する場合、あるいは、法人の場合に、代表者でないもの（支店長等）が入札する場合や当該法人の従業員ではない者が入札する場合というように、その代わりに入札を行う者のことを言います。

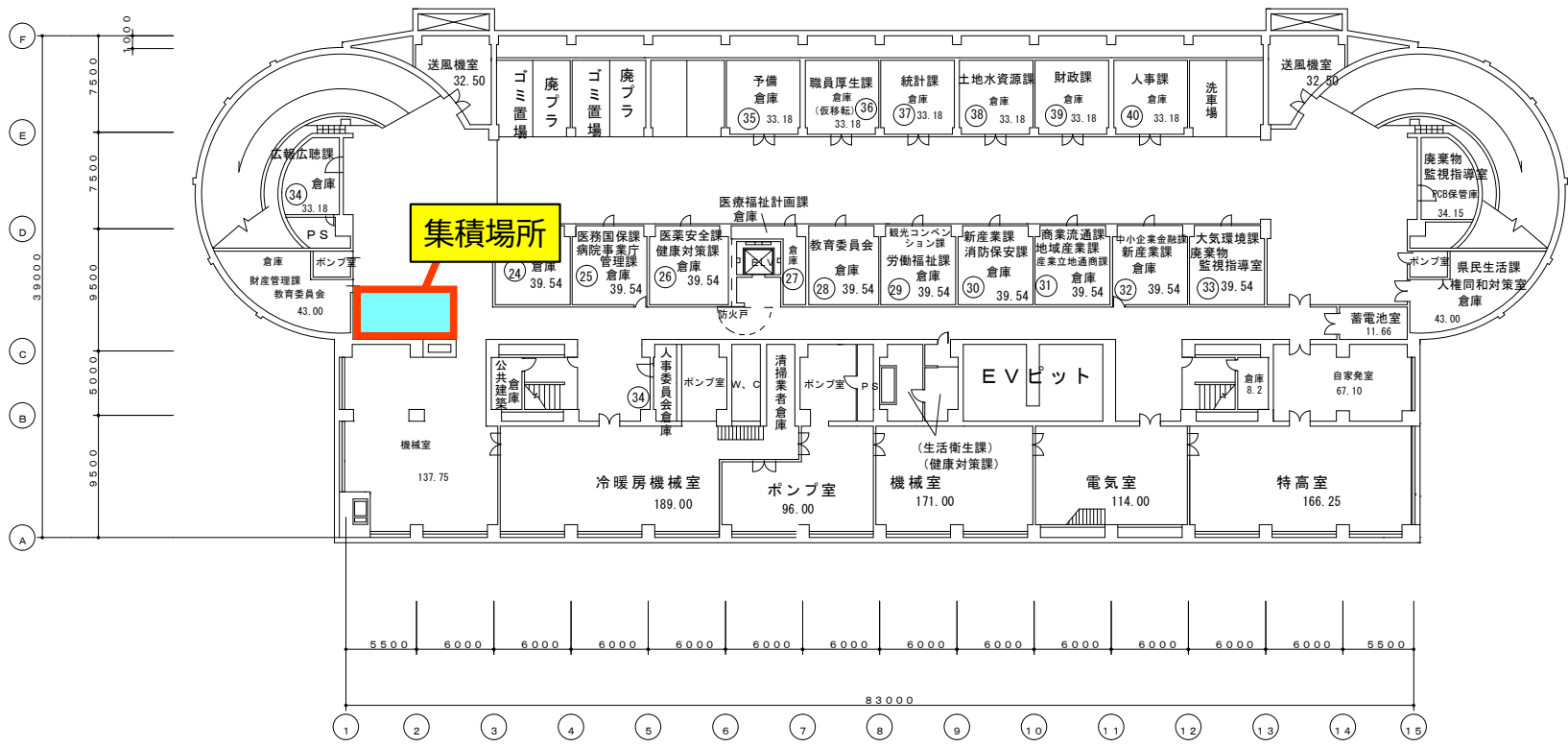
したがって、申込者の法人（支社・事業所等を含む。）の営業担当者など、当該法人の従業員が業務として入札書を持参する場合は代理人とは扱いません。

なお、代理人の取扱いについて不明な点がございましたら、財産管理課庁舎管理グループ（052-954-6055）へお問い合わせください。



地下1階平面図 1 / 400

令和6年度	県庁 図面集
No. /	本庁舎 地下1階
令和6年4月	縮尺 A3 1:400
愛知県 財産管理課	課長 担当



令和6年度	県庁図面集				
No. /	西庁舎 地下3階				
令和6年4月	縮尺	A3	1:400		
愛知県 財産管理課	課長	部長補佐	主査	担当	